

青田知史町政報告

令和4年5月1日発行 第14号

美瑛町議会第3回臨時会（4月28日）

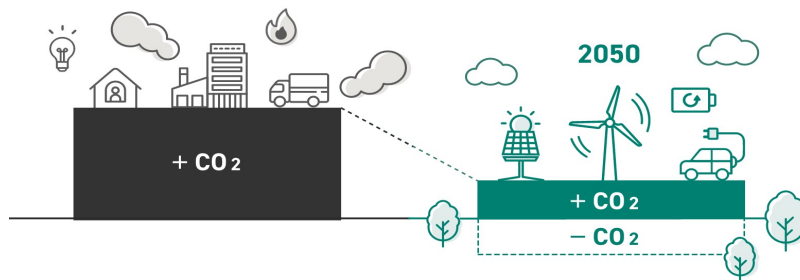
4月28日に臨時会が開催されました。議案は、条例改正が5件、専決処分（補正予算含む）が8件、令和4年度一般会計補正予算などです。

条例の改正は、職員等のボーナス引き下げ（0.15月分）と、育児や仕事の両立支援のために、休暇の新設や休業などの取得緩和等によるものです（人事院勧告や人事院規則改正に基づく）。議案はすべて賛成多数で可決されました。

議会の最後に、角和町長が「美瑛町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。この宣言は、2050年までにCO₂（二酸化炭素）の排出量実質ゼロをめざすことを宣言するものです。ゼロカーボンシティを宣言することで、環境省から支援を受けられたり、地域活性化にもつながるといったメリットもあるようです。

まずは第一歩が踏み出されましたが、目標達成のためには、町だけでなく町民と事業者の協働も不可欠だと宣言文にはあります。今後どのように取り組んでいくのか、注視していきたいと思っています。

環境省 脱炭素ポータルにあるイメージ図



第14号の内容

☆ **特集：美瑛町ゼロカーボンシティ宣言**

1、ゼロカーボンとは？

2、美瑛町の進め方

☆ 昼下がりのコラム

☆ 気になることば

☆ 次号の予告

町政に活力を！

まちづくりに希望を！

青田ともふみ

検索



QRコードでアクセス

◆特集 美瑛町ゼロカーボンシティ宣言

1、ゼロカーボン（カーボンニュートラル）とは？

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※ から、植林、森林管理などによる「吸収量」※ を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。※人為的なもの

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。（環境省 脱炭素ポータルより引用）

町の宣言文でも、町民と事業者の協働が不可欠とありますが、国でも脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要だとして、「ゼロカーボンアクション30」を定めて、できるところからの取り組みの協力を求めています。



ひとりひとりができること

ゼロカーボン アクション30



「ゼロカーボンアクション30」のアクション一覧を知りたい方はこちら →



2、美瑛町の進め方

これまで町では、住民生活課が行政部門の温室効果ガス削減を目的とした地球温暖化対策実行計画をたてて、その取り組みを行っていました。今後は、まちづくり推進課が中心となり、全庁的な「ゼロカーボン推進プロジェクトチーム」を設置し、2050年ゼロカーボンに向けて動き出すこととなります。

また、5月には町職員向けの「ゼロカーボンと地方創生」も開催されるようで、私も参加する予定です。

30年先の町の未来だけでなく地球の未来にもつながる大きなテーマですが、生活スタイルや仕事のしかたも鍵になる気がしています。みんなが身近な課題としてとらえることで、2050年ゼロカーボンシティ実現につながるのではないのでしょうか？



←「ゼロカーボン北海道」のロゴマーク

「第3次美瑛町地球温暖化対策実行計画」はこちら→



昼下がりのコラム 「頭は低く目は高く」

仲の良い後輩の川崎氏から相談を受け、成り行きから顧問として出席した北海道空手道交流大会（於 旭川市武道館）。パンフレットにあった大会実行委員長の挨拶が目に留まりました。以下一部抜粋したものです。

「極真の精神は、『頭は低く目は高く、公を原点とし他を益す』です。日々の稽古を通じて、公に貢献できる体力と精神力を培っていく事が大事です」

旭川龍谷高校の柔道場である「教證館」の正面には、「志高頭低 我行精進」とあります。極真空手の精神も宗門校の柔道部の教えも、同じ武道だからなのでしょう。相通じるものがあるのは興味深く感じました。

さて町議会議員としての任期も一年を切りました。「頭は低く目は高く」残りの任期をしっかりと務めてまいります。



旭川市の今津市長と共に顧問を務めました



全国優勝の川崎氏（中央 本年4月）

気になることば「点字ブロック」

先月25日、奈良県大和郡山市にある踏切で、全盲の女性が特急電車と接触してお亡くなりになった痛ましい事故がありました。

その後の調べでは、直前に女性が歩いて通った踏切前の道に設置されていた点字ブロック（正式名：視覚障害者誘導用ブロック）4枚のうち、1枚がはがれてなくなっていたことが分かっています。防げた事故なのかもしれません。

5年前（議員になる前です）に、町にメールで点字ブロックの配置に疑問があり相談をしたことがあります。5年経ってもそのままでしたので、先月の22日にあらためて保健福祉課の担当の職員と現地を確認に行き、建設水道課からも管理者である旭川建設管理部に状況を伝えてもらいました。

その場所を白杖で歩いている方を見かけることはありませんが、このブロックは、視覚障がい者の方が、自立した日常・社会生活を確保するため、公共施設や福祉施設等の生活関連施設を結ぶ主要道路に整備するものです。

今年の3月に国土交通省が定めたガイドラインや省令でも、設置の基準が定められています。

私たちは、目で道路の状況を把握して危険を避けることができますが、視覚障がい者の方は白杖と足裏の触感覚で認識しています。点字ブロックも二種類あり、線状ブロック（誘導ブロック）は「すすめ」、点状ブロック（警告ブロック）は「とまれ」（注意喚起）です。通常は、歩道から車道に出る手前などでは、点状ブロックが配置されますが、町内の2か所でそれが為されていません。

誰もが安心して暮らすことができ、そしてより福祉的な地域社会となるように、障がいのある人たちの立場でまちづくりを考える必要があると思っています。



誘導ブロックの端には警告ブロックが必要です。

参考資料「視覚障害者誘導ブロックの適正な設置のためのガイドブック」



☆☆☆ 次号の予告 ☆☆☆

連休前から月初めにかけて、何かと忙しく発行に時間がかかり、お届けが遅くなりましたことお詫び申し上げます。今月から、より詳細に内容を知りたい方向けにQRコードを配置することにしました。スマホのカメラで読み取るか、QRコードリーダーを使うと読むことができます。ぜひお試しください。来月は、令和4年度の建設工事予定箇所の調査結果等について取り上げたいと思っています。また、お知り合いで購読希望の方がいましたら、ぜひご紹介ください。今後ともよろしく願いいたします。